

第3節 調査研究の充実

府の研究所等（保健環境研究所、中小企業技術センター、織物・機械金属振興センター、農林水産技術センター）においては、次のとおり地域の環境課題に応じた調査や研究を行っています。

表3-59 研究所等における調査研究

機関名	テーマ等	内 容
保健環境研究所	外来生物種であるアルゼンチンアリの生態調査と防除対策	アルゼンチンアリが確認された地点周辺の生息状況及び生態系への影響把握のための調査を継続して実施している。併せて、京都市、地域自治会、学識経験者による協議会を設置し、一斉防除及び防除効果のモニタリングを実施している。
	地域の生物相調査から行う環境評価研究	地域の環境評価に役立てる手法を検討するため、昆虫類を中心として生物モニタリング調査を継続実施している。
	最終処分場関連水分析作業の最適化に関する検討	最終処分場の排水等について、ヘッドスペース法による1,4-ジオキサンの最適な測定条件等の検討を行うとともに、塩ビモノマーの分析条件を確定させ、精度管理のための基礎分析データを収集する。
	PM2.5の短期的/長期的環境基準超過をもたらす汚染機構の解明	PMF法に加え、新たにCMB法による解析方法を習得し、その操作マニュアルを作成する。 また、京都府及び京都市の測定データにPMF法とCMB法を用いて解析を実施し、発生源寄与評価を試み、京都府内におけるPM2.5の実態把握及び機構解明の一助とし、大気保全行政の基礎資料とする。
	植物起源の揮発性有機化合物(BVOC)等が大気環境に与える影響	植物が生産し、大量に放出するBVOCの主成分であるイソプレンやピネン等のテルペン類は、一連の局地的なオゾン生成に関わり、その反応生成物はPM2.5など粒子状物質の生成にも関与しているといわれている。そこで京都市内のテルペン類及びその反応生成物の動態を把握することにより、光化学オキシダント(Ox)やPM2.5の高濃度事象の原因究明や汚染機構の解明の一助とする。
	府市連携によるPM2.5高濃度事象における大気汚染物質の動態の解明	京都府及び京都市の常時監視データにより、PM2.5と他の大気汚染物質との関連性について調べ、因子分析によりPM2.5の一次生成と二次生成の割合を推定する。
	沿岸海域環境の物質循環現状把握と変遷解析に関する研究	府北部の閉鎖性水域については環境基準の達成率が低く、水質改善が課題となっている。本調査では北部の閉鎖性水域について、底層の貧酸素水塊発生状況やCOD等の水質調査を行い、環境基準超過の原因究明の一助とする。
	ウミガメ及び淡水ガメの微量元素蓄積特性の考察	ウミガメと淡水ガメの肝臓等を試料として、重金属等の微量元素の蓄積状況を把握し、生息環境、種差等による蓄積パターンの比較・解析により、有害性の高い元素等の蓄積経路や環境との関連の解明を進める。
	国内における化審法関連物質の排出源及び動態の解明	化審法関連物質の臭素系難燃剤、紫外線吸収剤等の分析手法を習得し、分析条件を検討する。今後府内の環境基準が設定されている河川での実態調査を検討する。また調査すべき他の残留性有機汚染物質の選定を進める。
	カエル後期発生における奇形と変態遅延に関するトリアジン系除草剤の比較毒性研究	トリアジン系除草剤シメトリンのカエルに対する催奇形性と変態遅延作用を従来の研究で確認してきたが、これらの作用がトリアジン構造を有する除草剤に共通する毒性であるかどうかを確認する研究を進めている。これまでに、8種類のトリアジン系除草剤について毒性等の検査を行っている。
農薬分析法の開発・実態調査	水環境中の化学物質類の実態調査として、GC/MS及びLC/MSによる一斉分析方法の条件を検討し、分析手法を確立するとともに、府内の環境基準が設定されている河川等について実態調査を実施する。	

機関名	テーマ等	内 容	
中小企業技術センター	低融機能性フリット 絵画用無鉛絵具 製造技術の改善研究	過年度から無鉛岩絵具新規製造方法「高速昇温溶解」を研究した成果等を元に、共同研究企業に高速昇温溶解を可能とする焼成炉を設置した。この焼成炉を用いて溶解塊（無鉛絵具の母体）や無鉛絵具を特定条件で試作して、その発色、耐ガス等の各種特性を研究し、無鉛絵具製造技術の改善を図っている。	
	配位化合物含有 めっき排水へのマイ クロバブル浮選 法の応用	亜鉛排水規制強化に対する亜鉛めっき関連業の対応は、まだ決め手がない状況にある。特に、配位化合物を多く含む排水を排出する事業所は厳しい。そこで排水中の配位化合物を助剤により粒子化させ、その粒子をマイクロバブル浮選で除去する方法を検討中である。 昨年度はピーカー実験での連続処理の成果が得られており、本現地でのミニプラントによる連続処理を検討している。	
織物・機械金属振興センター	絹蛋白の有効利用 開発	絹織物製造工程において廃棄されている絹蛋白（セリシン）を有効利用するセリシン・ポリフェノール複合体の開発等の研究を実施するとともに、セリシン・フィブロインの衣料、化粧品、衛生材料、食品、医療材料等多分野への用途開拓を行い、丹後において新しい産業に育成するため共同研究や市場開拓について調査研究を行っている。	
農林水産技術センター	農林センター	農薬残留調査	万願寺トウガラシ等のブランド京野菜について、農薬登録適用拡大のため農薬の作物残留分析を実施している。
		全国農地土壌炭素調査	京都議定書における温室効果ガス排出量6%削減に向け農業分野における地球温暖化防止策への貢献が求められている。そのため、農地をCO ₂ 吸収源として活用することを目指し、農地土壌炭素含有量などを把握する。
	森林技術センター	わな（大型捕獲装置）によるニホンジカの捕獲に関する研究	シカによる森林植生被害が問題となっており、効果的な捕獲が必要となっている。そのため、府内導入の大型捕獲装置を事例調査し、森林・農地内での効果的な捕獲方法を明らかにする。
	畜産センター	養鶏場における高濃度アンモニアガス低減技術の開発	密閉型攪拌方式堆肥化装置における高濃度アンモニアガスの発生原因を究明し、管理方法の変更によるアンモニア蒸発の抑制やアンモニア化成を阻害する資材等の活用技術を開発する。
	海洋センター	沿岸環境のリアルタイムモニタリングによる温暖化の影響評価（漁場特性の研究）	沿岸、内湾漁場における環境変化を捉えるため、自動観測ブイを設置してリアルタイムで水温、潮流等のモニタリングを行い、急潮予測精度の向上を図るとともに、水温や漁場環境の変化が漁業・養殖業に及ぼす影響を検討する。

第4節 土地利用対策・個別地域環境保全対策の推進

1 「京都府土地利用基本計画」

「府土地利用基本計画」（以下本項において「基本計画」という）は、府計画に定める基本的な方針に基づく土地利用を図ることを目的としたもので、50年4月に策定され、土地取引の規制、土地利用の規制、遊休土地に関する措置等の実施のための基本となる計画です。

また、基本計画は「都市計画法」「農業振興地域の整備に関する法律」「森林法」「自然公園法」「自然環境保全法」等に基づく諸計画に対する上位計画として総合調整機能を果たすものとされており、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の5地域を設定し、図面表示した計画図と土地利用の基本方向、地域設定の重複する地域における土地利用の調整指導方針等を定めた計画書で構成されています。

なお、計画図は、毎年必要に応じて変更を行っています。また、計画書については、基本計画の基

本となる国土利用計画の改定に合わせ21年8月に改定されました。

第5節 公害防止計画の推進

府では、公害防止に関する施策を総合的に講じる必要がある地域について、「環境基本法」に基づき、公害防止計画を作成しています。

作成状況は、以下のとおりです。

1 「京都地域公害防止計画」の概要

①計画対象地域

京都市、宇治市、向日市、長岡京市及び大山崎町の4市1町

②計画の期間

23年度から32年度の10年間

③計画の主要課題

河川の水質汚濁

大阪湾に流入するCODの汚濁負荷量の削減並びに窒素及びりんによる富栄養化の防止を図る。

④計画の目標

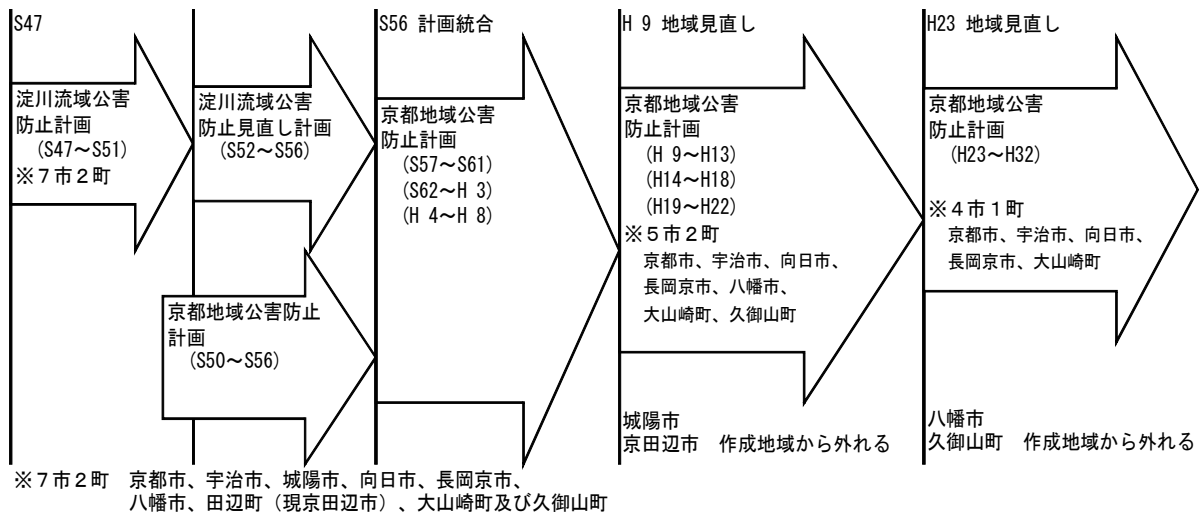
環境基準の達成

⑤講じる施策

計画の目標を達成するため、発生源等に対する各種規制及び監視を強化充実させるとともに、下水道の整備等の施策を実施する。

2 府における計画作成の経緯

図3-41 計画作成の経緯



第6節 公害紛争処理等の実施

1 公害苦情の概要

25年度に府内の市町村等が受け付けた公害に関する苦情の件数は表3-60のとおり、1,855件（前年度比-7件）となりました。

そのうち、大気汚染、水質汚濁等**典型7公害***の苦情は1,097件（前年度比+5件）、廃棄物投棄等典型7公害以外の苦情は758件（前年度比-12件）でした。

典型7公害では騒音、悪臭及び大気汚染に関する苦情が多く、典型7公害苦情の82%を占めました。典型7公害以外では、廃棄物投棄が典型7公害以外の苦情全体での57%を占めました。

公害苦情の種類別件数は図3-42、発生源種類別苦情件数は図3-43、地域別苦情件数は図3-44及び公害苦情件数の経年変化は図3-45のとおりです。

なお、公害苦情件数は、公害等調整委員会が実施した調査に基づき府内市町村へ寄せられた件数を集計したものであり、府警察本部への苦情件数は含まれていません。また、同一人からの同一苦情については、複数回苦情があっても1件として取り扱っています。

表3-60 24年度及び25年度における公害別苦情件数

年度	典型7公害								典型7公害以外		合計
	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	小計	廃棄物投棄		
25	316	171	3	330	25	0	252	1,097	758	[431]	1,855
24	289	172	1	348	24	0	258	1,092	770	[394]	1,862

図3-42 公害苦情の種類別件数

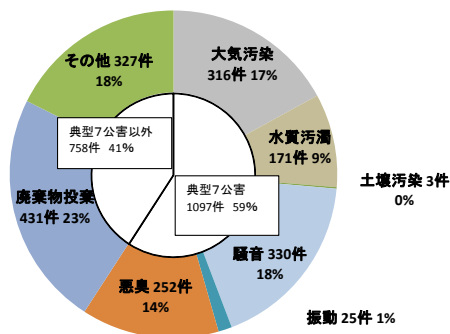


図3-43 発生源種類別苦情件数

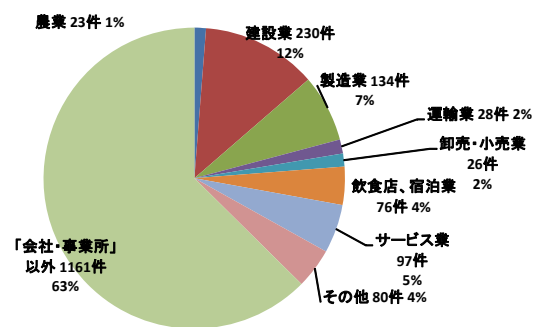
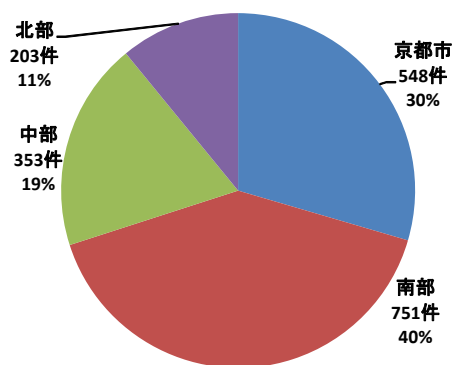
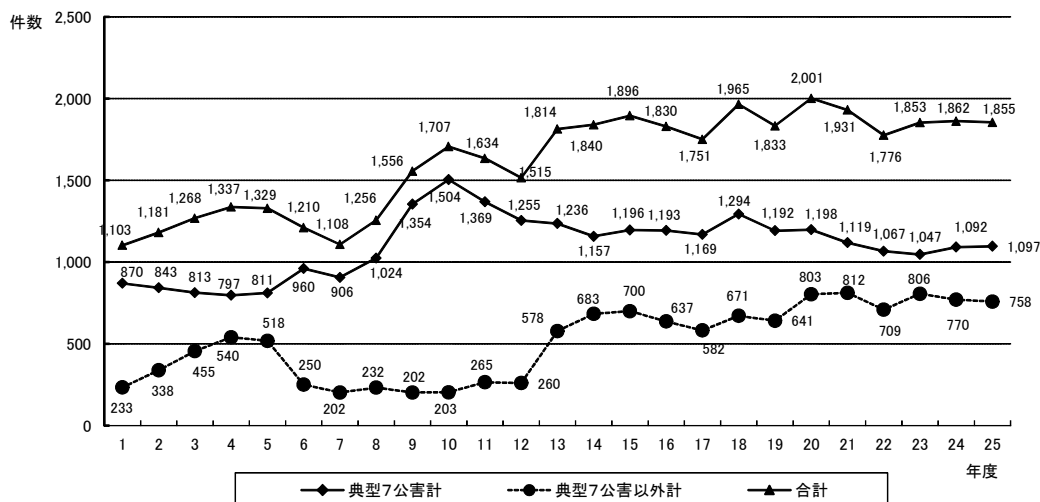


図3-44 地域別苦情件数



注：南部は京都市より南の地域、中部は亀岡市、南丹市、京丹波町、北部は福知山市、綾部市以北をいう。

図 3-45 公害苦情件数の経年変化



※5年度までは、「典型7公害以外」に市町村又は保健所で受けた野犬の徘徊、放置自転車、路上駐車等の苦情を含む（府警察本部への苦情は含まれていない）。

2 公害紛争の処理

公害苦情においては、一般的には、まず被害者から苦情申立てが行われますが、これが早期に解決されず、原因者との話し合いがこじれた場合に、紛争という形態に発展していきことがあります。

「公害紛争処理法」では、公害紛争の迅速・適正な解決を図るため、司法的解決とは別に行政分野に公害紛争処理制度を設けることとしており、府は同法に基づき公害審査会を設置し、あっせん、調停、仲裁の手段により公害紛争を処理しています。

26年末までに受理した公害紛争事件は43件（調停42件、仲裁1件）で、処理状況は調停成立15件、調停打ち切り17件、調停申請取下げ7件（ただし、一部調停打ち切り・一部申請取下げの2件を含む）、調停申請却下1件、仲裁判断1件となっています。

受け付けた事件の公害の種類としては騒音・振動が多く、地域としては京都市内が32件、京都市以外が11件となっています。

第7節 規制的措施

府警察は、府民の安全で快適な生活を確保するため、生活環境を破壊する悪質な環境犯罪の取締りを積極的に進めています。

環境犯罪には、廃棄物事犯、水質汚濁事犯等がありますが、近年における環境犯罪の情勢は、不法投棄や不法焼却等の廃棄物事犯が大多数を占めています。

特に、廃棄物の不法投棄や焼却禁止違反による検挙が高い水準で推移しています。

25年中は、暴力団等が関与する事犯や行政指導を無視して敢行される事犯等、悪質な廃棄物事犯の取締りを推進し、建設業者による不法投棄事犯や産業廃棄物処理業者の一般廃棄物無許可収集・運搬業事犯等、197件（前年対比-103件）、264人（前年対比-82人）を検挙しました。

表 3-61 環境犯罪の取締り状況の推移

区分	21年		22年		23年		24年		25年	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
廃棄物に係る事犯	255	323	243	319	307	393	300	346	197	264
水質汚濁に係る事犯	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
合計	255	323	244	319	307	393	300	346	197	264

注) 暦年(1~12月)による

第8節 「京都府緑と文化の基金」制度の活用

府では、京都の優れた自然環境や文化遺産等の貴重な歴史的環境を保全するとともに、自然とのふれあいの場の創出等を図り、緑豊かな文化の香り高い京都を将来の府民に引き継ぐため、2年に全国最大規模の「府緑と文化の基金」を創設しました。

この基金では、身近な自然環境や地域固有の伝統芸能、祭り等の歴史的環境から地域環境までを幅広く対象とし、特にこれまで保全制度の谷間にあって埋もれているものや、隠れた貴重な自然環境・文化遺産等の掘り起こしを図るなど、それらに光を当てる取組を進めており、幅広い視野に立って、市町村をはじめとした関係機関が密接に連携しあう柔軟な取組を進めています。